

研究施設等廃棄物の処分に向けた法整備の概要

文部科学省研究開発局

目的

原子力の研究開発や医療分野等での放射線利用に伴って発生する低レベル放射性廃棄物（研究施設等廃棄物）の処分を確実に実施するため、研究施設等廃棄物の発生量が最も多く、技術的能力を有する（独）日本原子力研究開発機構にこれらの廃棄物の埋設処分業務を行わせる等の措置を講ずる。

法改正のポイント

機構の業務範囲【現行第17条の改正】

機構は放射性廃棄物の処分に関する次の業務（原子力発電環境整備機構（NUMO）が実施している地層処分を除く。）を行うものとする。

- ・ 機構の業務に伴って発生した放射性廃棄物及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物（原子力発電所等から発生したものを除く。）の埋設処分
- ・ 埋設処分を行うための施設の建設及び管理等

埋設処分業務の実施に関する基本方針及び計画【新設】

長期間にわたり実施される埋設処分業務の確実性・合理性を担保するため、機構は、国が定める基本方針に即して、埋設処分業務の実施に関する計画を作成し、国の認可を受けるものとする。

区分経理【現行第18条の改正】

埋設処分業務の独立性、透明性を担保するため、以下の措置を講ずる。

- ・ 埋設処分業務について、他の研究開発業務と区分して経理する勘定を新設する。
- ・ 機構の研究開発に伴って発生した放射性廃棄物を埋設処分するため必要な額を、毎事業年度、当該研究開発業務に係る勘定から埋設処分業務に係る勘定に繰り入れる。

埋設処分業務に必要な費用の繰越し【現行第19条の改正】

埋設処分業務勘定の資金を翌事業年度へ繰り越し、埋設処分業務の財源に充てられるようにする。